



福岡医発第1514号(地)

令和元年9月5日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

廃棄物処理におけるエボラ出血熱対策について

今般、環境省環境再生・資源循環局長より、各都道府県知事・各政令市市長宛に廃棄物処理におけるエボラ出血熱対策についての事務連絡が発出されるとともに、本会に対しても日本医師会を通じて周知依頼がありました。

現在、コンゴ民主共和国で感染が拡大しているエボラ出血熱について、世界保健機関が国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態であることを宣言し、国際的な感染拡大の可能性も指摘されている現下の状況に鑑み、政府においても、エボラ出血熱対策に関する関係閣僚会議及びエボラ出血熱に関する関係省庁対策会議を設置し、発生時の対応について関係機関間相互で改めて確認を徹底等することとされました。

本件は、エボラ出血熱については、感染経路は接触感染であるとされていたことから、人が感染する（及びそのおそれのある）病原体が含まれる、若しくは付着している（又はこれらのおそれのある）廃棄物の取扱いに関し、関係者が取るべき措置等について取りまとめた「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成30年3月）が環境省ウェブサイトにて掲載されていることを周知するものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

・環境省ホームページ

(<http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html>)

小郡三井医師会より

地域環境保護担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

令和元年 8 月 22 日

都道府県医師会

会長 殿

日本医師会会長

横 倉 義 武

廃棄物処理におけるエボラ出血熱対策について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、環境省環境再生・資源循環局長より、各都道府県知事・各政令市市長宛に廃棄物処理におけるエボラ出血熱対策についての事務連絡が発出されるとともに、本職に対しても周知方依頼がありました。

現在、コンゴ民主共和国で感染が拡大しているエボラ出血熱について、世界保健機関が国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態であることを宣言し、国際的な感染拡大の可能性も指摘されている現下の状況に鑑み、政府においても、エボラ出血熱対策に関する関係閣僚会議及びエボラ出血熱に関する関係省庁対策会議を設置し、発生時の対応について関係機関間相互で改めて確認を徹底等することとされました。

本件は、エボラ出血熱については、感染経路は接触感染であるとされていたことから、人が感染する（及びそのおそれのある）病原体が含まれる、若しくは付着している（又はこれらのおそれのある）廃棄物の取扱いに関し、関係者が取るべき措置等について取りまとめた「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成 30 年 3 月）が環境省ウェブサイト（<http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html>）にて掲載されていることを周知するものであります。

つきましては、本件について貴会管下郡市区医師会並びに関係医療機関等へのご周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

環境適発第 1908061 号

環境規発第 1908063 号

令和元年 8 月 6 日

公益社団法人 日本医師会

会 長 横倉 義武 殿

環境省環境再生・資源循環局長



廃棄物処理におけるエボラ出血熱対策について

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、コンゴ民主共和国で感染が拡大しているエボラ出血熱について、世界保健機関が国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態であることを宣言し、国際的な感染拡大の可能性も指摘されている現下の状況に鑑み、政府においても、エボラ出血熱対策に関する関係閣僚会議及びエボラ出血熱に関する関係省庁対策会議を設置し、発生時の対応について関係機関間相互で改めて確認を徹底等することとしております。

エボラ出血熱については、その感染経路は接触感染であるとされています。エボラウイルスを始めとする人が感染し、及び感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物の取扱いに関し、関係者が取るべき措置等について取りまとめた「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成 30 年 3 月）を環境省ウェブサイト（<http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html>）に掲載していますので、貴会会員への周知等に御活用下さい。

環境省 環循適発第 1908061 号

環境省 環循規発第 1908063 号

令和元年 8 月 6 日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省環境再生・資源循環局長

(公 印 省 略)

廃棄物処理におけるエボラ出血熱対策について

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、コンゴ民主共和国で感染が拡大しているエボラ出血熱について、世界保健機関が国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態であることを宣言し、国際的な感染拡大の可能性も懸念されている現下の状況に鑑み、政府においても、エボラ出血熱対策に関する関係閣僚会議及びエボラ出血熱に関する関係省庁対策会議を設置し、発生時の対応について関係機関間相互で改めて確認を徹底等することとしております。

エボラウイルスを始めとする人が感染し、及び感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物の処理については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成 30 年 3 月）（以下「マニュアル」という。）（<http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html>）を環境省で策定し、適正な処理の確保をお願いしているところです。貴職におかれても、エボラ出血熱の感染が国内で確認された場合は、関連する医療機関等から排出される廃棄物の適切な処理の確保のため、マニュアルに基づき、必要な措置の実施のための指導監督に努めるとともに、貴管下産業廃棄物処理業者、医療関係機関、貴管下市町村等に対し、排出時、運搬時、処分時において作業員への感染防止に万全を期すよう周知徹底をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

参 考

- ・「エボラ出血熱とは」（国立感染症研究所）

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/342-ebola-intro.html>

○ 感染経路

エボラウイルス病は感染したヒトまたは動物の血液などの体液と直接接触した場合に感染の危険が生じる。ヒトへの感染の発端が、アフリカでは熱帯雨林の中で発見された、感染して発症または死亡した野生動物（チンパンジー、ゴリラ、オオコウモリ、サル、レイヨウ、ヤマアラシなど）をヒトが触れたことによると示唆される事例が報告されている。その後、感染したヒトの血液、分泌物、臓器、その他の体液に、創傷のある皮膚や粘膜を介して直接的接触することにより、またはそのような体液で汚染された環境への間接的接触でヒト－ヒト感染が起こる。

○ 症状・潜伏期間

エボラウイルス病の最も一般的な症状は、突然の発熱、強い脱力感、筋肉痛、頭痛、喉の痛みなどに始まり、その後、嘔吐、下痢、発疹、肝機能および腎機能の異常、さらに症状が増悪すると出血傾向となる。潜伏期間は 2 日から最長 3 週間といわれており、汚染注射器を通した感染では短く、接触感染では長くなる。

- ・「エボラ出血熱について」（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/ebola.html>

- ・「エボラ出血熱対策に関する関係閣僚会議」（首相官邸）

https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/201908/05kaigi.html

1. 5 国際的に脅威となる感染症について

国際的に脅威となる感染症の感染が国内で確認された場合に、医療関係機関等から排出される当該感染性廃棄物について、本マニュアルに基づき必要な措置を講ずる。

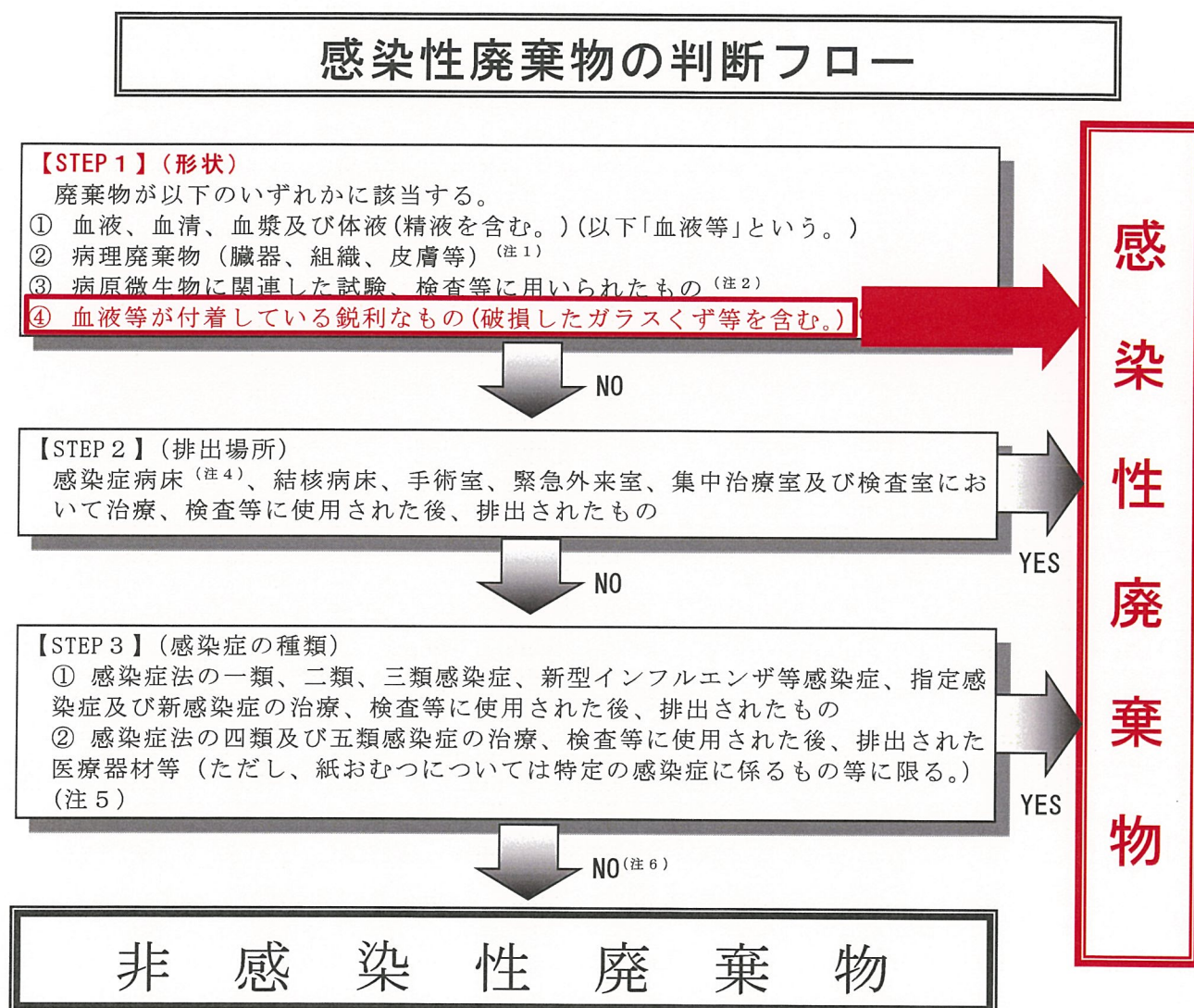
【解説】

- 1 近年のエボラ出血熱の西アフリカでの感染拡大、ジカウイルス感染症の中南米地域での感染拡大等については、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらした。これと同様に国際的に脅威となる感染症は、今後も発生する可能性がある。
- 2 政府一体となった対策の強化を進めるため、国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議において、平成 27 年 9 月 11 日に「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本方針」が決定され、平成 28 年 2 月 9 日に「国際的脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」が決定されている。
 - ・国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本方針（平成 28 年 2 月 9 日改訂）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokusai_kansen/pdf/kihonhoushin_hontai.pdf
 - ・国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画（平成 28 年 2 月 9 日）
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokusai_kansen/pdf/kihonkeikaku_hontai.pdf
- 3 同基本計画では、環境省において、医療関係機関等から排出される感染性廃棄物の処理について、関係団体等と連携して調査・検討を行うとともに、本マニュアルに基づく感染性廃棄物の処理の徹底を図ることとしている。
- 4 エボラウイルスやジカウイルスをはじめとする感染及び感染のおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物の取扱いについては、本マニュアルに基づく対策の徹底が必要である。
 - ・廃棄物処理におけるエボラ出血熱対策について（平成 26 年 10 月 29 日）（参考 4）
 - ・廃棄物処理におけるジカウイルス感染症対策について（平成 28 年 2 月 5 日）（参考 5）
- 5 また、国際的脅威となる感染症の感染が国内で確認された場合において、追加的な対策を講じる必要がある場合には、環境省から関係団体等へ周知を行う。その後、関係者は速やかに適正処理体制の構築すること。
- 6 医療関係機関等は、国際的脅威となる感染症の感染性廃棄物の処理を委託する際に、「5. 1 委託契約」を踏まえ、性状や注意事項等の必要な情報を提供しなければならない。情報を提供する際には「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（Waste Data Sheet ガイドライン）」（参考 6）を活用して行うことが望ましい。

(参考3)

例：血液が付着している注射針の場合

- ・第1章「1. 4 感染性廃棄物の判断基準」の感染性廃棄物の判断フローで判断する。
- ・【STEP 1】(形状)の観点から④血液等が付着している鋭利なものであり、感染性廃棄物に該当するとともにこれは産業廃棄物の「金属くず」に該当するため、「感染性産業廃棄物」となる。



一類，二類感染症の消毒法概要

一類感染症		
感染症名	消毒のポイント	消毒法
エボラ出血熱 マールブルグ病 クリミア・コンゴ出血熱 ラッサ熱	厳重な消毒が必要である。患者の血液・分泌物・排泄物，およびこれらが付着した可能性のある箇所を消毒する	●80℃・10 分間の熱水 ●抗ウイルス作用の強い消毒薬 0.05～0.5%（500～5,000 ppm）次亜塩素酸ナトリウムで清拭*，または 30 分間浸漬 - アルコール（消毒用エタノール，70v/v%イソプロパノール）で清拭，または 30 分間浸漬 2～3.5%グルタラールに 30 分間浸漬**
ペスト	肺ペストは飛沫感染であるが，患者に用いた機器や患者環境の消毒を行う	●80℃・10 分間の熱水 ●消毒薬 0.1w/v% 第四級アンモニウム塩または両性界面活性剤に 30 分間浸漬 0.2w/v% 第四級アンモニウム塩または両性界面活性剤で清拭 0.01～0.1%（100～1,000 ppm）次亜塩素酸ナトリウムに 30～60 分間浸漬 - アルコールで清拭
重症急性呼吸器症候群（SARS） 痘そう（天然痘）	患者環境などの消毒を行う	エボラ出血熱と同様
二類感染症		
感染症名	消毒のポイント	消毒法
急性灰白髄炎（ポリオ）	患者の糞便で汚染された可能性のある箇所を消毒する	エボラ出血熱と同様
コレラ 細菌性赤痢 ジフテリア	患者の糞便で汚染された可能性のある箇所を消毒する 皮膚ジフテリアなどを除き飛沫感染であるが，患者に用いた機器や患者環境を消毒する	ペストと同様
腸チフス パラチフス	患者の糞便・尿・血液で汚染された可能性のある箇所を消毒する	

*血液などの汚染に対しては 0.5%（5,000ppm），また明らかな血液汚染がない場合には 0.05%（500 ppm）を用いる。なお，血液などの汚染に対しては，ジクロルイソシアヌール酸ナトリウム顆粒も有効である。

**グルタラールに代わる方法として，0.55%フタラールへ 30 分間浸漬や，0.3%過酢酸へ 10 分間浸漬があげられる。

以下（略）

(参考6)

< 表 面 >

管理番号

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日 平成 年 月 日

記入者

1 排出事業者	名称 所在地 〒	所属 担当者	TEL FAX
2 廃棄物の名称			
3 廃棄物の組成・成分情報 (比率が高いと思われる順に記載)	主成分 他		MSDSがある場合、CAS No.
☐ 分析表添付(組成)	・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。		
4 廃棄物の種類 ☐ 産業廃棄物 ☐ 特別管理産業廃棄物	☐ 汚泥 ☐ 廃油 ☐ 廃酸 ☐ 廃アルカリ ☐ その他() ☐ 引火性廃油 ☐ 強アルカリ(有害) ☐ 銹さい(有害) ☐ 廃アルカリ(有害) ☐ 引火性廃油(有害) ☐ 感染性廃棄物 ☐ 燃えがら(有害) ☐ ばいじん(有害) ☐ 強酸 ☐ PCB等 ☐ 廃油(有害) ☐ 13号廃棄物(有害) ☐ 強酸(有害) ☐ 廃石棉等 ☐ 汚泥(有害) ☐ 強アルカリ ☐ 指定下水汚泥 ☐ 廃酸(有害)		
5 特定有害廃棄物 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△ ☐ 分析表添付 (廃棄物処理法)	アルキル水銀 () トリクロロエチレン () 1,3-ジクロロプロペン () 水銀又はその化合物 () テトラクロロエチレン () チウラム () カドミウム又はその化合物 () ジクロロメタン () シマジン () 鉛又はその化合物 () 四塩化炭素 () チオベンカルブ () 有機リン化合物 () 1,2-ジクロロエタン () ベンゼン () 六価クロム化合物 () 1,1-ジクロロエチレン () セレン () 砒素又はその化合物 () シス-1,2-ジクロロエチレン () ダイオキシシン類 () シアン化合物 () 1,1,1-トリクロロエタン () 1,4-ジオキササン () PCB () 1,1,2-トリクロロエタン ()		
6 PRTR対象物質	届出事業所(該当・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当(該当・非該当) ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。		
7 水道水源における 消毒副生成物 前駆物質	生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) ☐ ヘキサメチレンテトラミン(HMT) ☐ 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) ☐ N,N-ジメチルアニリン(DMAN) ☐ トリメチルアミン(TMA) ☐ テトラメチルエチレンジアミン(TMED) ☐ N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) ☐ ジメチルアミノエタノール(DMAE) 生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成) ☐ アセトンジカルボン酸 ☐ 1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール) ☐ 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン ☐ アセチルアセトン ☐ 2'-アミノアセトフェノン ☐ 3'-アミノアセトフェノン 生成物質:臭素酸(オゾン処理により生成)、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム(臭素処理により生成) ☐ 臭化物(臭化カリウム等)		
8 その他含有物質 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△ ☐ 分析表添付(組成)	硫黄 () 塩素 () 臭素 () ヨウ素 () フッ素 () 炭酸 () 硝酸 () 亜鉛 () ニッケル () 銅 () アルミ () アンモニア () ホウ素 () その他 ()		
9 有害特性	☐ 爆発性 ☐ 引火性(°C) ☐ 可燃性 ☐ 自然発火性(°C) ☐ 禁水性		

(有・無・不明)	☐ 酸性性 ☐ 有機過酸化物 ☐ 急性毒性 ☐ 感染性 ☐ 腐食性 ☐ 毒性ガス発生 ☐ 慢性毒性 ☐ 生態毒性 ☐ 重合反応性 ☐ その他()
10 廃棄物の物理的性状・化学的性状	形状() 臭い() 色() 比重() pH() 沸点() 融点() 発熱量() 粘度() 水分()
11 品質安定性	経時変化(有・無) 有る場合は具体的に記入
12 関連法規	危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤・毒劇物・悪臭
13 荷姿	☐ 容器() ☐ 車両() ☐ その他()
14 排出頻度 数量	頻度(スポット・継続予定) () kg・t・ μ g・m ³ ・本・缶・袋・個 / 年・月・週・日
15 特別注意事項 (有・無)	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載 ・避けるべき処理方法、安全のため採用すべき処理方法 ・他の廃棄物との混合禁止 ・粉じん爆発の可能性 ・容器腐食性の可能性／注意点 ・廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性 ・環境中に放出された後の支障発生の可能性(消毒用塩素等との反応により他の物質を生成し、水道取水障害に至る可能性等) 等

【参考】その他の情報

・ サンプル等提供 (均一サンプル有・不均一サンプル有・サンプルの一部分有・サンプル無・写真有)

・ 産業廃棄物の発生工程等

「3廃棄物の組成・成分情報」を推定する根拠となる、使用原材料・有害物質・不純物の混入、排出場所がわかる発生工程の説明を書いてください。工程前からの持ち込み成分があれば書いてください。工程図への記入でも可。
(処理業者においては、不純物混入の可能性や廃棄物成分のブレ幅の推定、分析頻度等の判断材料となります。)

<排出事業者及び処理業者内容確認欄>

No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考

<変更履歴>

No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容

様式作成 環境省